

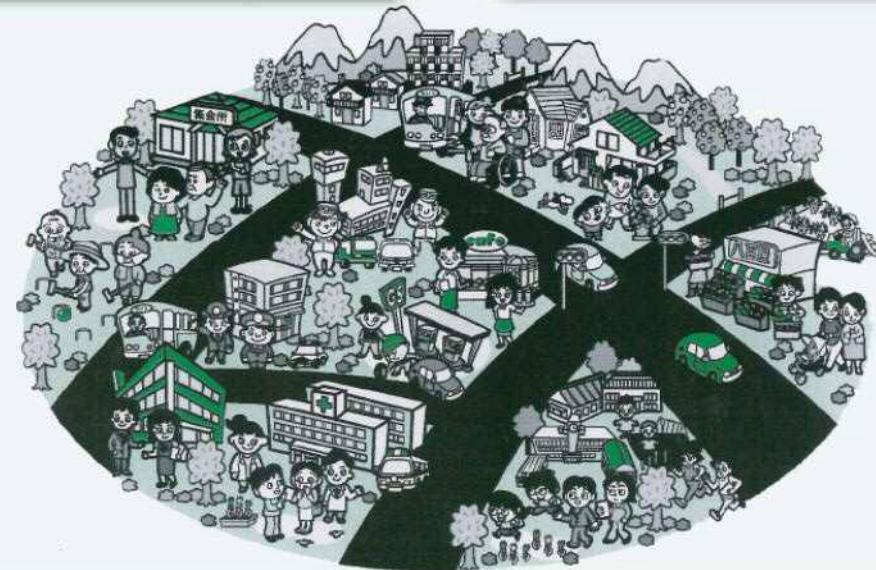
男女共同参画社会とは？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

地域社会では、

- 男女共同参画の視点から社会の古くからの慣習やしきたりを見直し、一人ひとりの生き方や考え方を尊重しましょう。
- 自治会等地域活動の構成員として男性だけでなく、女性も積極的に参画し、女性の視点からの意見も取り入れ、豊かで住みよいまちづくりを目指しましょう。
- 地域活動やボランティア活動等に男女問わず積極的に参加しましょう。



学校では、

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育をしましょう。
- 一人ひとりの人権尊重と男女平等の意識を育て、主体的に学び、考える教育をしましょう。
- 進学や就職の際に、個性と能力が十分発揮することができる進路選択ができるように配慮しましょう。

職場では、

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備をしましょう。
- 男女ともに、育児・介護休業等で仕事と家庭・地域社会とバランスの取れたゆとりと充実感ある生活が送れるようにしましょう。
- 男女ともに育児・介護休業を取得しやすい環境づくりをしましょう。
- 雇用機会や待遇などで性別を理由とした格差がなくなり、男女が共に個性、能力、意欲などを十分に発揮できる環境にしましょう。
- 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守りましょう。

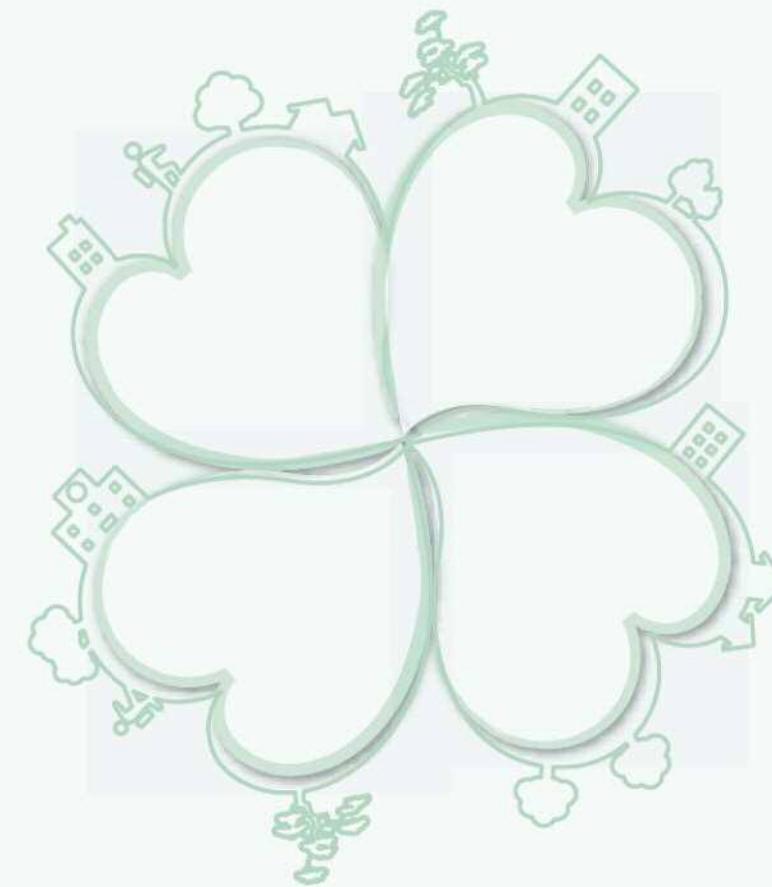
第3次海津市男女共同参画プラン ダイジェスト版

海津市市民環境部市民活動推進課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地

TEL 0584-53-3194 FAX 0584-53-1598

第3次海津市男女共同参画プラン



～基本理念～

女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり

海津市が目指すべき男女共同参画社会は、「女性も男性もお互いが人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、男女が人として輝いて生きることができる社会」です。

本計画の基本理念においては、第2次計画の基本理念を踏襲し、女性も男性も性別に関わりなく、人として認め合うという意味をこめて「女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり」とします。

計画期間 平成29年度（2017年度）～平成33年度（2021年度）

平成 29 年 3 月
海 津 市

基本目標1 男女がともに尊重し合える意識づくり

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう、さまざまな機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行うとともに生涯にわたって、学校及び家庭又は地域等において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、市民の一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が、安心して相談でき、且つ必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

1 男女共同参画に関する意識啓発

基本的人権の尊重や男女平等の考え方に基づき人権意識を浸透させるために情報を収集し効果的に広報・啓発活動を行うとともに、自らが保障されている法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について、相談窓口等を設置し、きめ細やかな対応に努めます。

また、男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）から基づく固定的な性別役割分担意識などを解消し、老若男女問わずすべての市民が男女共同参画社会を実現することが必要であることを理解してもらうために多様な広報・啓発活動を行います。

施策の方向 ①人権意識を高める啓発活動の充実 ②男女共同参画意識を高める啓発活動の充実



2 男女平等教育などの推進

学校教育及び社会教育等において、子どもの人権を尊重する大切さや男女共同参画の必要性について主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

また、教員等指導者を対象に児童生徒の人権感覚意識を高めるための指導補助の充実を図るため、研修を実施し、教育現場において実践してもらえるよう働きかけを行います。

男女共同参画の学習に関しては、定期的な学習機会の提供の他、市民が希望する日時・場所で意欲的に学習することができるよう出前講座等を実施し、学習機会の提供に努めます。

施策の方向 ①男女平等を推進する教育の充実 ②男女共同参画に関する学習機会の充実

3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止計画）

本市では、本計画を配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村計画にも位置づけ、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的且つ一体的に推進します。

施策の方向 ①あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実 ②被害者の救済体制の強化

基本目標2 男女がいきいきと活躍する環境づくり

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が必要不可欠です。事業所に対して、一人ひとりが個性と能力を十分に發揮して働くことができるよう、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを推進します。

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた従業員の意識づくりや職場内の環境が整備されるように働きかけと支援を行います。

また、育児・介護休業制度等の利用促進を働き掛けるとともに市（行政）が地元企業のロールモデルとなるように積極的に制度の利用促進を図ります。

施策の方向 ①育児との両立支援策の充実 ②介護との両立支援策の充実



2 女性の活躍推進（女性活躍推進計画）

出産・育児などで離職した女性の再就職準備セミナーや自らの個性やキャリアを生かして起業を目指す女性、キャリアアップを目指す女性等に対して情報の提供を行います。

また、家族形態の変化や個々のライフスタイルに応じた多様な働き方が実現できるように労働条件の整備や職場内での男女の隔たりを解消するために積極的に情報を収集し、広報・啓発活動に努めます。

施策の方向 ①女性の職業能力発揮のための支援 ②ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

3 働く職場における男女共同参画の促進

事業所に対して、男女雇用機会均等法などの男女共同参画の関連諸法律についての周知を図り、男女が法の下の平等において安心して働ける職場づくりに努めます。また、農林業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう情報提供や相談窓口の紹介も行います。

施策の方向 ①男女の均等な雇用機会の確保と推進 ②農林漁業、商工自営業等における家族就労者の労働環境の改善

基本目標3 男女がともに担う地域社会づくり

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもつて家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を進めます。さらに、防災・減災対策又は災害時においても、男女共同参画の視点を持った支援の充実を図ります。

1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

市（行政）の政策又は方針の立案・決定に男女の視点から平等に意見が反映されるように女性の委員登用目標率を全体で30%と定め特に女性の登用があまり推進できていない分野の審議会等へ女性の委員の登用について、女性人材リストを活用するなど積極的に推進します。

施策の方向 ①審議会、委員会等への女性の参画推進 ②女性の材の発掘と育成



2 家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進

家庭生活において、根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が互いに対等なパートナーとして認識し合い、助けあうことの重要性を認識してもらうためにワーク・ライフ・バランスと関連づけるなどして広報・啓発活動を行います。

また、市（行政）と地域（団体・グループなど）間のネットワークにおいて様々な部門・分野で協働し活発な活動を行うことができるよう男女共同参画の意識を取り入れ、参画ネットワークの形成に努めることで地域活力の向上に努めます。

施策の方向 ①地域活動等への参画促進

②団体・グループ間の交流促進

3 男女共同参画の視点に立った防災・減災対策の推進

固定的な性別役割分担意識や避難生活等の男女のニーズの違いを踏まえた上で、地域の強靭化や防災・減災活動及び政策・方針家庭決定の場に女性の参画の推進するなど男女共同参画の意識を防災・減災対策にも取り入れるように努めます。

施策の方向 ①地域防災・減災活動への参画促進

基本目標4 すべての男女が安心して生活できるまちづくり

健康で安心して暮らせるまちをつくることは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。健康づくりを心身両面から支援するほか、生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりを行います。

また、高齢者や障がい者、さらに、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

1 生涯を通じた健康づくりの支援

男女が個々の健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高めるとともに生涯を通じて健康で過ごすことができるよう意識啓発活動を行うとともに各年代に応じた相談体制を確立するように努めます。

施策の方向 ①男女の健康づくりへの支援

②母性の保護と母子保健の充実



2 安心して生活できる支援の充実

高齢者又は障がい者が住み慣れた土地で安心して生活出来るようサービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭が自立して地域で生活できるように就労、経済支援の他、相談窓口を設置し隨時相談、適宜指導を行います。

施策の方向 ①高齢者や障がいのある人等の自立支援 ②ひとり親家庭への支援の充実

基本目標5 プラン推進のための体制づくり

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、市関係部署の連携を強化し、府内推進体制の充実を図ります。また、「海津市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者、教育関係者等がそれぞれの役割を担うとともに、連携を図ることで男女共同参画を推進します。

1 施策推進体制の整備

市（行政）が市民または事業所のロールモデルとなるよう推進体制を整備するとともに計画の管理体制を確立する必要があることから、プランがより実効性のあるものとなるように年次報告を作成し公表するなど取り組みを行います。

施策の方向 ①プランの進行管理体制の確立

②市職場における男女共同参画の推進



2 市民・市（行政）・事業所の連携

市民・市（行政）・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携をはかります。

施策の方向 ①プランに基づく行動の促進